

公益財団法人埼玉県公園緑地協会
【一般事業主行動計画】

公益財団法人埼玉県公園緑地協会は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が職業生活において十分に能力を発揮できる働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のよう
行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2. 課題 （1）事業所ごとに年休取得率の差がある。
（2）女性正規職員の採用比率が低い。

3. 内容

目標1：協会の正規職員の新規採用において、女性の採用比率30%以上を目指します。

<対策>

- 令和2年4月～ ホームページに採用情報を掲載する際に、活躍する女性職員を積極的に紹介していく。

目標2：休暇の取得しやすい職場環境を構築し、女性職員が継続して就業しやすい職場をつくります。

※現在、当協会では「年次有給休暇」のほかに、「子育て休暇」、「介護休暇」、「裁判員休暇」等特別休暇を定めている。これらの休暇制度の利用について一層の周知を図り、取得の促進に努める。また、協会全体として年次有給休暇取得率40%以上を目指す。

<対策>

- 令和2年 4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。
併せて、職場のワークライフバランスを実現することの重要性について、年次有給休暇の取得向上が重要であることを会議等で協会全体に周知・啓蒙していく。
- 令和2年10月～ 問題点の洗い出しとその原因を分析し、改善内容を検討する。
- 令和3年 4月～ 改善内容を実行し、適宜取得状況を確認する。

目標3：女性職員の能力開発及びキャリアアップを支援し、自発的に意識改革及び行動改革を促します。

<対策>

- 令和2年 4月～ 女性職員を対象とした能力開発及びキャリアアップに関する研修への積極的な参加を促す。所属長への研修参加の重要性を周知する。